

令和7年12月12日

指定一般・特定相談支援事業所 御中

一般社団法人おおるり
八王子市基幹相談支援センター

八王子市基幹相談支援センター業務への協力について
(令和8年度常勤職員募集)

日頃より、八王子市の障害のある方への相談支援にご尽力いただき、ありがとうございます。

八王子市基幹相談支援センターは、令和7年4月に開設し、地域の相談支援の中核的機関として、地域の相談支援体制の構築・強化、自立支援協議会との連携、総合的・専門的な相談の相談先調整、地域移行・定着の促進、権利擁護・虐待の防止等の機能を担っています。

八王子市基幹相談支援センターの設置主体は障害者福祉課ですが、業務の性質上、専門性の高い分野など八王子市が直接的に担う以外の業務を当法人が委託し、その運営を共同で行っております。

つきましては、貴事業所で、地域の相談支援に係る現状や課題に精通しており、相談支援の中核的な役割を担っていただける方（要件あり）を、八王子市基幹相談支援センター職員として従事させることについて、御協力いただける事業所を下記のとおり募集します。御検討の程、よろしくお願ひします。

記

| 一般社団法人おおるり 八王子市基幹相談支援センター職員（常勤）の要件
※以下、(1)(2)すべてを満たすこと

- (1) 八王子市が定める既存の職員（常勤）要件のすべてを満たす方
- ①指定特定・一般相談支援事業所で相談支援専門員として従事している方
②次のいずれかに該当する方（経験者でも可）
- ・主任相談支援専門員
 - ・八王子市障害者相談支援事業相談員
 - ・八王子市地域生活支援拠点事業コーディネーター
 - ・その他、医療的ケア児等コーディネーター等、本市の障害福祉施策に業務委託や各種委員として従事している方
- ③基幹相談支援センター職員として年間を通じて（週4日）従事できる方

(2) 一般社団法人おおるりが定める以下の基幹相談支援センター職員（常勤）要件のすべてを満たす方

- ①相談支援専門員として5年以上の実務経験がある方
- ②現在、八王子市障害者地域自立支援協議会委員または専門部会委員である方
- ③次のいずれかに該当する方

- ・地域生活支援拠点事業における緊急時対応において、予期せぬ困難な状況を的確に判断し、迅速かつ効果的な解決へと導く実践的な経験がある方
- ・東京都相談支援従事者研修検討委員、またはその経験がある方
- ・東京都自立支援協議会委員、またはその経験がある方

2 選考方法、契約形態等

一般社団法人おおるり理事会及び八障害者福祉課との協議において、検討、決定いたします。

3 具体的な業務内容

- 相談支援体制の構築・強化
 - ・市内相談支援事業所の人材育成
 - ・相談支援事業所への専門的指導・助言
- 地域自立支援協議会との連携
 - ・自立支援協議会（専門部会含む）への参加、課題の把握、解決方法の検討
 - ・地域課題の解決に向けた行政への提案や連携・調整
- 地域移行・地域定着の促進
 - ・地域資源（受け入れ側）との連携・体制整備
- 権利擁護・虐待の防止
 - ・権利擁護、差別、虐待防止に関する理解促進の取組（各種研修実施及び啓発等）
- 総合的、専門的な相談支援の実施
 - ・初期相談・相談先の調整

4 回答方法

別添「八王子市基幹相談支援センター業務に向けた協力について（申込用紙）」に必要事項を入力のうえ、一般社団おおるりへメールで提出をお願いします。

5 提出期限

令和7年12月26日（金）17:00まで

【問い合わせ先】

一般社団おおるり 八王子市基幹相談支援センター
TEL：042-649-2239 Mail：oruri@hachioji-kikan.jp
担当：光岡、塚田